

福岡市文化財 WEB プロモーション業務委託 仕様書 (企画提案時)

本仕様書は「福岡市文化財 WEB プロモーション業務委託」(以下「本業務」という)の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、発注者である福岡市経済観光文化局文化財活用課と受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

1 件名

福岡市文化財 WEB プロモーション業務委託

2 履行場所

福岡市経済観光文化局文化財活用課 (以下「発注者」という)

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

TEL: 092-711-4982

3 履行期間

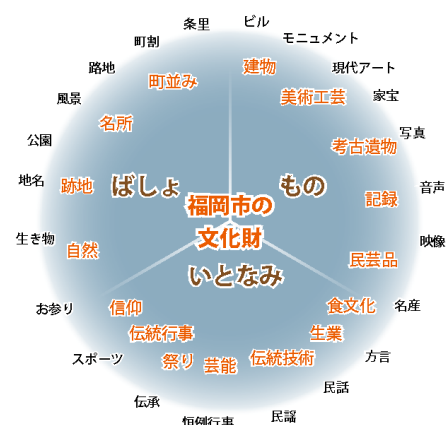
契約締結の日から 令和7年3月28日(金)

4 業務の目的

本業務は、福岡市内の文化財の認知度を高める広報ツール(ショート動画、ストーリー動画、写真)を制作し、ウェブサイト等のオンメディアや SNS に加え、WEB 広告等による属性や嗜好をもとにターゲットを絞り込んだ情報発信など、デジタルを活用したプロモーションを実施するものである。

特に、本市の歴史文化の魅力を凝縮して実施する「ふくおか歴史文化ウィーク(仮称)」の効果的なプロモーションを通じて、福岡市の文化財の魅力に対する認知拡大及び観光振興につなげるものである。

※福岡市は、指定・未指定を問わず「本市の歴史や文化等の理解に必要なすべての文化的所産」を文化財と定義しています(右図)。



5 業務の概要等

(1) 概要

ターゲット層（以下（4）に記載）に対し、指定の訴求内容（以下（5）に記載）を魅力的な観光情報として SNS 投稿や WEB 広告等を効果的に活用して情報発信・リーチさせ、福岡市観光情報サイト「よかなび」（以下、「よかなび」という。）等をランディングページ（以下「LP」という。）とし、ターゲット層が LP への投稿記事を閲覧することで、上記「4 業務の目的」に記載する「福岡市の文化財の魅力に対する認知拡大及び観光振興」につながるよう、一連の流れを作る WEB プロモーションを行うもの。

(2) 活用を想定しているオウンドメディア

①WEB サイト

よかなび： <https://yokanavi.com/>

FUKUOKA CITY Official Tourist Guide： <https://gofukuoka.jp/>

②SNS

福岡市の文化財 Instagram： https://www.instagram.com/fukuoka_bunkazai/

FUKUOKA 360° Instagram： <https://www.instagram.com/fukuoka360/>

福岡歴史なび Youtube： <https://www.youtube.com/@fukuokacitybunkazai/featured>

※「福岡市の文化財」は、海外への発信も意識してプロフィールの修正についても別途協議を行う。

(3) 本事業の KPI

WEB プロモーションの LP 記事の合計 PV 数：13 万 PV（令和 7 年 3 月末時点）

※その他「福岡市の文化財の魅力に対する認知拡大および観光振興」（史跡や文化財関連施設等の訪問者数増加）につながるような具体的な KPI（動画の再生回数、リーチ数等）があれば提案すること。

(4) ターゲット層

①国内に居住する 30 歳代～40 歳代（ファミリー層含む）

②福岡を旅行先として検討している外国人（言語：英語）

※歴史・文化に興味関心が高い従来のファン層よりも広い層をターゲットとする。

(5) 訴求コンテンツ

2024 年 11 月に開催予定の「ふくおか歴史文化ウィーク（仮称）」中の実施イベント（下記計画案のとおり）や関連文化財を主な訴求コンテンツとする。関連文化財に関係する素材の選定にあたっては、「よかなび」や「福岡市の文化財」ウェブサイト (<https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>) 等を参考にすること。

なお、訴求するにあたり、すべてのイベント等を一律に扱う必要はなく、ストーリー性のある見せ方など効果的な訴求方法を提案すること。その際、観光客の興味関心を引き、自らが来訪し、体験したくなるような内容とすること。

過去に文化財活用課が撮影した素材（写真等）を提供することは可能であるが、詳細については要協議の上、決定する。

※「ふくおか歴史文化ウィーク」は、9月～11月頃に開催される福岡市内の歴史・文化に関するイベントをとりまとめて発信し、文化財や歴史文化の魅力を広くアピールするプロモーション名称である（令和6年度より実施）。期間中、下に示すような、民俗、伝統芸能の公演、歴史文化体験ワークショップ、史跡や歴史的建造物等を活用した公開イベント、ツアー、展覧会などの実施を計画している。

【福岡城・鴻臚館】古代体験ワークショップ/多聞櫓コンサート/流鏑馬/潮見櫓修理現場公開 等

【元寇750年】シンポジウム/博多小学校石墨展示室特別解説/元寇スタンプラリー 等

【博多旧市街】ライトアップウォーク/博多織求評会/承天寺圓明閣特別拝観公開/着物まち歩き 等

【奴国の遺跡ほか】板付遺跡秋祭り/吉武コスモス祭り/野方遺跡特別解説/ボランティアガイドによるまちあるき 等

【ミュージアム連携】民俗芸能公演/黒田家家宝展/大灯笼絵展/九州真宗の源流展/博多のみほとけ展

※あくまでも現段階での予定であり、内容等変更や関連企画が増加する可能性がある。博多旧市街エリアでは、10～11月に博多旧市街フェスティバルや博多秋博が予定されており、別途、そのプロモーションが先行して実施される予定。

6 業務の内容

(1) 企画設計

①全体設計

ターゲット層に対し、5（5）の訴求コンテンツ（以下、「訴求コンテンツ」という。）をアピールしてLPに誘導し、記事を読覧することで「福岡市の文化財の魅力に対する認知拡大および観光振興」につなげることが、本事業のWEBプロモーションの目的であることを鑑み、履行期間終了までのWEBプロモーションのスケジュール全体を示すこと。

設計にあたっては、5（3）に記載するKPIの達成を想定した設計とすること。

②ペルソナの設定

5（4）のターゲット層の①・②について、ペルソナ（人物像）を設定すること。

(2) メインビジュアルの制作

- ・デザインの制作は発注者とコンセプト等をすり合わせた後、開始すること。
- ・メインビジュアルのデザインは、その他の制作物（特設サイト等）のデザインにも反映される。
- ・デザインデータは、Adobe illustrator およびJPEGで納品すること。

※提案時に、メインビジュアルを提案する必要はない。

(3) コンテンツの制作

WEBプロモーションで使用する、以下①～③のコンテンツを制作する。

①ショート動画（発信用テキスト（日・英）含む）

オウンドメディアへの誘導を促す内容の15秒～30秒程度のショート動画を、クリエイターを起用して制作する。

制作本数は自由提案とするが、「ふくおか歴史文化ウィーク（仮称）」が行われる前1ヶ月の10月から

開催月の 11 月にかけては、週に 1 本以上（計 10 回以上）の動画投稿を行える本数を提案すること。

②ストーリー動画（発信用テキスト・字幕用テキスト（日・英）含む）

WEB プロモーションの特集記事（以下（4）②）の制作に合わせた動画を 5 本以上制作する。

主に YouTube でのプロモーションに使用することを想定している（1 分～3 分程度）。

ショート動画、オウンドメディアを閲覧し、福岡市の文化財に興味を抱いた人がさらに詳しく知るための動画とする。

なお、ストーリー動画は、特集記事に合わせてオウンドメディアにも掲載することを想定している。

③写真（発信用テキスト（日・英）含む）

SNS およびオウンドメディア内で使用。

制作枚数は自由提案とするが、「ふくおか歴史文化ウィーク（仮称）」が行われる前 1 ヶ月の 10 月から開催月の 11 月にかけては、週に 2 回以上（計 20 回以上）の投稿が行える制作枚数とすること。

（4）WEB プロモーション

①WEB プロモーション

ア）効果的な発信チャンネル等の活用

本市コンテンツが 6（1）①で設定した各ペルソナに対するリーチが最大化するよう、クリエイターを起用した効果的な発信チャンネル等を提案すること。発信チャンネルについては、本市 SNS の活用以外に、WEB 広告、YouTube、各種 WEB 媒体への記事掲載（有料・無料）など、ターゲット層へ効果的にリーチするものであれば、種類を問わない。（ただし社会通念上、公序良俗に反する WEB 媒体は除外する。）また、ターゲット層へのリーチを最大化するにあたっては、単一のチャンネルに限らず、有効と想定される複数のチャンネルの組み合わせも可能とする。投稿に効果的な時期は、自由提案とする。

本市 SNS を活用する場合は、動画・写真・原稿データを受注者が納品し、本市において投稿する予定である。

なお、画像（動画・静止画含む）の企画・制作に必要な素材の入手（権限処理含む）、画像一式の収集、各種申請手続き、撮影・編集、データ加工等の一切の業務を行うこと。

その他 AB テスト等、常に効果的な配信ができるよう検証を行うこと。

イ）一般参画の仕組み提案

発信強化につながるイベントの一環として、観光客や市民の参画を促す WEB プロモーション（例：フォトコンテスト等）を提案すること。その際には、観光客の興味関心を引き、自らが来訪し、体験したくなるような訴求方法とすること。

参加者に対するインセンティブ（事業費に含む）は、福岡市の歴史・文化に関するものが望ましいが、より多くの参加が期待できるものがあれば提案すること。

②特集記事の制作

ア）記事制作

各イベントへ来訪を促す発信のほか、実施イベントの記録としての記事作成、関連文化財の紹介記事等

を制作する。

記事は、日・英の2か国語で制作する。なお、制作した記事は、5（2）に示すWEBサイトに掲載することを想定している。

イ) 内容

記事の目的はターゲット層に対し、「福岡市の文化財の魅力に対する認知拡大および観光振興」につながることであり、訴求コンテンツの魅力最大化して表現し、体験する楽しさを伝えること。

ウ) 本数

WEBプロモーションのLPとして、5（5）の訴求コンテンツに関する記事を5本以上制作すること。1テーマで複数回WEBプロモーションを実施する場合は、「よかなび」等既存の記事をLPとして活用しても構わない。

エ) その他

記事制作に係る、写真素材の収集に係る費用、現地の取材・撮影許可等の調整業務は全て本業務に含むものとする。

③特設サイトの制作・外部WEBサイトとの連携

「ふくおか歴史文化ウィーク（仮称）」に関するイベント情報を分かりやすく集約した特設サイト（日・英）を制作すること。迅速な修正・更新ができるよう、コーディング等のスキルがない人（発注者側）でも編集可能な形（WordPressもしくはSTUDIOなどで制作）で制作すること。

スマートフォンでの閲覧が行いやすいよう、レスポンシブサイトであること。

対応特設サイトの運用期間は、履行期間と同じとする。

本特設サイトを外部ウェブサイトと連携させ、情報を拡散させる仕組みも提案に盛り込むこと。

（5）分析・効果検証

GA4で可視化できるLP等諸データの実績や、SNSのインサイトデータなどから、ターゲット層の記事閲覧状況等を抽出し、本事業の施策効果を高めKPI達成に向けて必要な施策を考察し提案すること。

（例）

- ・セッション数・PV数
- ・滞在時間
- ・リーチ数・フォロワー数 等

（6）追加提案

本業務全般について、本書に記載する事項以外に、具体的な誘客につながる取り組みなど、本事業の目的達成に効果的と考えられる追加提案がある場合は、具体的に提示すること。

（7）報告書の作成

①「（5）分析・効果検証」の結果報告書を作成すること。

②報告書の内容については、本市が今後、WEBプロモーションを実施する際に役立つ資料とすること。なお、専門用語については分かりやすく解説を記載すること。

③報告書の作成後、本市に対して内容の説明を行うこと。

7. 著作権等の取扱い

(1) 本業務を通じて制作した、成果物（クリエイティブ・写真・記事等）については、「よかなび」に限らず、本市の観光プロモーション等を行う上で、使用できるものとする。

(2) 成果物のうち、第三者が有する著作物等（以下、「既存著作物」）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。

(3) 成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

8. 受託者の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

①基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

②従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

9. 再委託について

(1) 受託者は、本委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により福岡市の承諾を得たときにはこの限りではない。

(2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

(3) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、福岡市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

10. その他

(1) 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。

(2) 本業務の目的達成のために福岡市が認める場合にあっては、委託上限額の範囲内において、福岡市との協議のうえ、採択された企画提案書をベースに本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。

(3) 感染症の拡大状況や社会情勢等を踏まえて、福岡市と協議のうえ対策を講じること。

(4) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、福岡市と協議のうえ決定する。

11. 問い合わせ先

福岡市経済観光文化局文化財活用文化財活用課

担当：森本、堺、福園

TEL: 092-711-4982

メールアドレス：bunkazai.EPB@city.fukuoka.lg.jp

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。

- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、発注者の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、発注者の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、発注者が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、発注者の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、発注者の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、発注者の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、発注者の指示に従い、発注者に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

発注者は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

発注者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

発注者は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、発注者はその責めを負わないものとする。